

北海道商工業振興審議会

第3回 北海道小規模企業振興条例・方策検討部会

< 議事録 >

日時：令和3年（2021年）12月16日（木）14：00～15：45
場所：かでの2・7 1030会議室

◆司会（経済部地域経済局中小企業課 大嶋補佐）

定刻になりましたので、ただ今から北海道商工業振興審議会 第3回北海道小規模企業振興条例・方策検討部会を開催します。中小企業課の大嶋です。委員の皆様には、時節柄お忙しい中、ご出席いただき感謝いたします。議事に入るまでの間、進行を努めさせていただきますので、よろしくお祈いします。なお、本日は15時45分での終了を予定しています。開会にあたり、地域経済局長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

◆道経済部地域経済局 佐藤局長

北海道庁地域経済局長の佐藤でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。一言ご挨拶申し上げます。

本日の3回目の部会でありまして最後の部会となりますが、これまでの部会におきましては、現在の小規模企業の状況や社会経済情勢の変化について、委員の皆様にご議論いただき、小規模企業を取り巻く情勢の変化として、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、社会のデジタル化やSDGsの推進などのご意見をいただきました。また、基本理念や関係機関の役割、基本的な施策など条例や方策に関しての様々なご意見を伺ってまいりました。その中では、経営体質の強化、事業承継、創業の促進といった今までやってきたことをさらに促進していくということに加えて、例えば、情報の発信を強化して施策の情報、そういったものの発信の強化、デジタル化、新事業の展開、こういったコロナのこの感染症の長期化ということによる影響というところも踏まえて、様々なご意見をいただいているというところでございます。

私どもとしましては、これまでの意見を整理させていただいたものを皆様に見ていただいて、ご意見をさらにいただくという形をとりたいと思っておりますけれども、今後このいただいたご意見、整理されたご意見を元にしまして、我々、年度内を目標に条例の見直し、そして新しい方策の策定というところに向けて、道庁内部の検討ですとか、道議会のご議論もいただきながら、この見直し、策定というものを行っていきたく思います。委員の皆様におかれましては、今後他にもいろいろ機会があるかもしれませんが、ぜひ本日も忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで大変申し訳ないですけれども私、今日、道議会の方で、質問が出ておまして、その対応のため挨拶の後、一度退席させていただきますので今日はどうぞよろしくお願いいたします。

◆司会（経済部地域経済局中小企業課 大嶋補佐）

それでは本日の出席状況をご報告いたします。本日は9名中8名の委員の方に、リモートを含めご出席をいただいております。委員の過半数以上が出席しておりますので、北海道商工業振興審議会条例規則第6条第4項の規定によりまして、会議は成立していることを報告いたします。

また、本部会は、道が定める附属機関等の設置及び運営に関する基準に従い、公開となっております。議事録も北海道のホームページ等で閲覧に供することをご承知お祈いします。

それでは、ここからの議事進行は、穴沢部会長をお願いいたします。

◆穴沢部会長（小樽商科大学学長）

皆さん、こんにちは。またお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。3回目の部会ということで、本日が最後となる予定でございます。よろしくお願ひいたします。それでは次第にしたがいまして、議事の方を進めさせていただきます。

初めに、次第の（1）になります。「条例及び方策に対するご意見の整備について」ということで、こちらにつきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

なお、事務局の説明は約30分と少々長くなっておりますので、ご了承、ご容赦いただければと思います。それではお願ひいたします。

◆経済部地域経済局中小企業課 上原課長

はい。私、この部会の事務局を担当している上原と申します。よろしくお願ひします。資料の説明につきましては、資料の順番にご説明させていただければと思っております。座って説明いたします。よろしくお願ひします。

まず資料1でございます。こちらには、これまでの部会、2回の部会で頂いた主な意見を取りまとめてございます。こちらについては、ご説明は省略させていただきますけれども、ご確認いただければと考えております。

続きまして、資料2でございます。こちらについては、今回の部会、第3回目の部会で、委員の皆様にお願ひしたいこととございます。一つ目として、これまでの部会議論を踏まえまして、事務局の方で作成いたしました「条例に関する部会議論の整理」というものを、そして同じく、事務局の方で整理いたしました「新たな方策のあり方に関する部会議論のとりまとめ表」これらにつきまして、ご確認いただきたいというものでございます。先ほど、局長の佐藤の方からのご挨拶にもございましたけれども、今回は皆様にこれまでの部会でのご意見をご確認いただきまして、それらの意見を踏まえて、道としては今後、条例・方策の具体的な見直し、原案作成などを行うこととなっておりますので、ご承知おきください。

それでは、資料3をご覧ください。こちらについては、条例・方策の検討の進め方ということで、これから資料4、5を説明した後に、最後にご説明さしあげる形にしたいと思います。

それでは資料4-1、こちらから本題に入る形になりますけれども、説明させていただきます。これまで、第1回、第2回の部会では事務局として、ご検討を皆様にいただきたい論点などを示しながら、今回の検討に合わせて実施したアンケートでのご意見等も資料として提示させていただきます。ながら、条例と方策の見直しに向けて、皆様から一通りご意見をいただいたところでございます。

今回の第3回目、最後の部会となりますけれども、これまでは皆様からいただいたご意見を取りまとめまして、事務局として、条例・方策に反映させる際の整理の方向性について、今回、資料を作成したところでございます。

条例についてご説明差し上げようと思っております。まず、資料の条例に関する資料の関係性について、最初にご説明差し上げます。資料の4-1、先ほど申し上げました資料の4-1です。条例に関する部会議論の整理につきましては、条例に関して、部会、アンケートを通じましていただいた意見と、それを踏まえた文言の追加や修正の方向性に関するものでございます。

その次の資料4-2でございます。こちらは、資料の4-1見ていただくと、①②③と番号が振られてございますけれども、それに対応する形で、条例本文の個別箇所、関係する部分です。こちらを最終的には、手をつける部分なのかなと思っております部分に番号を振ってございます。例えば1ページの番号がございましてけれども、番号の後に引いた下線です。下に線を引いて、ゴシックにしておりますけれども、ここは先ほど申し上げた手を加えることが想定される部分となっております。

次に、資料4-3でございます。こちらは部会における皆様のご意見、また先ほど申し上げたアンケート等でいただいた意見について、関係する条文ごとにまとめたものでございます。こういう考え方のもとに、資料4-1、2とできております。これから説明いたしますが、資料4-1で整備する条例の検討の3つの方向なども含めて整理してございますので、必要に応じて、資料4-3の中身をご確認いただければと思います。

それではすいません。ちょっと長くなりましたけれども資料4-1についてご説明いたします。条例、これまでもご説明、何回か差し上げましたけれども、条例につきましては理念的な部分も多いことから、これまでの議論の中では、現行のままでよいという意見が多かったかなと認識してございます。こうした中で、いただいた意見を踏まえまして、文言の追加等を検討する必要があるものとして、3つの項目を整理してございます。

①番、そのまま読みますけれども、経済社会情勢や小規模企業を取り巻く環境の変化を反映するために、前文に人口減少、あるいは自然災害や感染症などのリスク、情報化社会の進展、脱炭素社会の実現への取組の広がりなどの文言を追加、追加を検討するというところでございます。こちら、また資料4-2の1ページをご覧ください。この前文にかかる内容となります。中段以降、下線部です。先ほど申し上げたとおり、関係する部分になると考えているところでございます。

また資料4-1に戻っていただければと思います。②です。こちらそのまま読みますけれども、金融機関の役割に関してでございます。金融機関による企業支援につきましては、特に、小規模企業に寄り添い、長期的視点に立って支援を続けていくことが重要であることから「継続的な」といった視点を含んだ表現を、表現の修正を検討するというところでございます。こちらは、資料4-2の3ページをご覧ください。第7条、金融機関の役割という部分であります。こちら下線、下線部が関係する部分になると考えているところでございます。

また資料4-1の③でございます。経営体質の強化にかかる支援に関しまして、小規模企業の課題を踏まえまして、今後5年間で支援を行うべき施策を明確化するため、新たな商品やサービスの開発支援であったり、販路開拓の支援、生産性向上に向けた支援、自然災害など様々なリスク対応などへの支援などの文言の追加を検討していくという部分でございます。

こちらは、資料4-2の4ページになります。第12条、経営体質の強化という部分になります。こちら下線部が関係する箇所になると考えております。条例に関しましては、この三点に関する修正等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、方策に関する部分についてご説明いたします。これまでの2回の部会を通じまして、委員の皆様からは、小規模企業の課題や必要な支援の話を多くいただいたところでございます。こうした部分の多くは、方策の見直し、どちらかという条例より方策のものに関する部分がほとんどであったかなと認識しているところでございます。見直しの方向性について、ご説明するんですけれども、その前に現行の方策の全体像を簡単にご説明させていただければと思います。

資料は後ろの方にあると思いますけれども、参考資料4、こちらをご覧ください。A3の1枚ものでございます。条例ではですね、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するために、3つの基本方針を規定しております。このA3、参考資料4の中では、一番左に記載しておりますけれども、3つの基本的な施策がございまして、そこから右に主な課題とか展開方向とか、主な取り組みの例として記載しているところでございます。

一つ目の「経営体質の強化」一番上の部分ですけれども、経営体質の強化というのは何かというと、設備や技術そのものであったり、また様々な経営に資する情報など、企業の経営資源、経営資源と呼んでいるんですけれども、それやあるいは企業の人材とか、財務等の強化を図るというものでございます。次の「事業承継の円滑化」につきましては、企業の事業活動の維持発展を目的としているものでございます。三つ目「創業等」につきましては企業の新陳代謝等、活性化

につなげていこうとするものでございます。さらに。この方策の中ですけれども、こうした施策の展開を支える基盤といたしまして、方策の下の部分に書いてございますけれども、支援体制、企業の皆様を支援する体制の整備であったり、あるいは資金供給など、規定しているところでございます。こうした方策の全体像を踏まえまして、これから、この後の説明をお聞きいただければと思います。

それではまず方策に関する、先ほどの条例と同じく、主な資料とその関係性についてご説明いたします。資料5-1です。これはA3番であります。新たな方策のあり方に関する部会議論の取りまとめ表と、これについては方策に関連する部会の意見を、現方策の形で反映させた場合に、先ほど申し上げました課題とか、展開の方向、取り組みの例などの部分にどのような形で、反映させることになるかと、そういった観点で、事務局として整理したものになります。

資料5-1、こちらの作りというか構造としては、左半分が現行の方策で、それにおける三つの施策であったり、支援体制などの内容を項目ごとに抜き出したものとなっております。右半分がこの度の部会でのご意見等を反映させるとした場合の整備の案となっております。

続きまして、資料5-2は、5-2-1、5-2-2ということで、5-2-5まで五種類ございますけれども、これにつきましては、部会において、委員の皆様からいただいた意見を方策で記載されている各関係部分、関連部分ごとに整理して、検討の方向の考え方を記載したものでございます。こちらの方、先ほどの条例の時と同じく、必要に応じてご確認くださいと思います。

それではA3資料、資料5-1をご覧くださいと思います。先ほど、触れましたとおり、資料の右側、右半分が部会での議論を整理した見直しの方向、検討案となっているところでございます。それで下に線を引いてございます。下線を引いた部分が現行の方策との違いがある部分とご理解いただければと思います。

なお、先に一点だけご説明させていただきますけれども、右半分、今申し上げた見直しに向けた検討案につきましては、そのうち一番の主な課題、展開の方向、道が取り組むべき取組の例と右に向けて三つ並んでございますけれども、一番右側の道が取り組むべき取組の例につきましては、部会の中で具体的にご意見いただいたもののほかに道の既存の施策、これに当てはまるものがあれば加える形で整理してございます。ご承知おきいただければと思います。

それでは順次説明します。先ほどお話したとおり、主に資料5-1の右半分、新たな方策の検討に関する部分について、上から順番に説明する形となりますので、よろしくお願ひします。

まず一番最初、右側の上半分ぐらいです。経営体質の強化に関する主な課題についてでございます。こちら上から見ていくと、上から二つ目の四角、黒四角という部分になりますけれども、近年のコロナや大規模災害の発生を踏まえまして、自然災害や感染症といった様々なリスクへの対応力を高める必要があるという内容を追加するというところでございます。

また、小規模企業におきましては、生産性とか情報発信力などに弱みがあるという点や、経済社会情勢の変化として、情報化社会の進展、SDGs、脱炭素社会の実現の取組の広がり、これらを追加する方向で整理してございます。

次、その右側の部分ですけれども、経営体質の強化の展開の方向についてでございます。上から三つ目の線が引いてある部分ですけれども、デジタル化に向けた支援が必要という部分もございました。生産性向上や販路拡大に向けたデジタル化の支援ということで整理してございます。この展開の方向で今のデジタル化の支援の右側ですけれども、対応した取組の例としては、ITを活用した業務の効率化や新たな働き方の支援、あるいは情報発信力、販売力強化に向けた支援ということで整理してございます。

次に、展開方向の上から四つ目でございます。四つ目の箱、自然災害など企業のリスク対応への支援、これについては右の取組例では、事業活動の維持継続のためのBCPの普及、計画策定支援などを整理してございます。

次の展開の方向として、効果的な施策情報の発信を整理してございます。これにつきましては皆様からのご意見が特に多かったものと認識してございます。その右側の取組例では、関係機関が連携した支援情報の積極的な発信。もう一つは、企業経営の有益な情報の発信を取組例として整理してございます。経営に有益な情報というと、どんなものだろうかというところもございませうけれども、例えば、脱炭素社会への対応であれば、これからの企業経営にどのようなインパクトがあるのか、例えば、取引先からどのような対応を求められる可能性があるのかなど、その他であれば、例えば、デザイン経営の実践例とか、有効性などに関して、経営者が自身のこととして、具体的に実感できるような形で啓発していくようなイメージでの検討が必要なのではないかなど考えているところでございます。

次に、その下の大きな四角、二つございませうけれども、その下でございませう。事業承継の円滑化に関する部分になります。まず、主な課題についてでございませう。ここでは、後継者不在等のご意見をいただいております、経営者の高齢化や後継者不在率の高さなど、さらには、承継の具体的な手続きが分からないとか、コロナを契機に休廃業がさらに増加する懸念、そうしたものを課題として整理してございませう。

その右の展開の方向につきましては、円滑な事業承継に向けた支援の変更箇所を、下線を引いているところでございませう。この部分につきましては、これまで実施してきた取組の実績を踏まえまして、文言を整理してございませう。

その右の取組例については、部会等でいただきました承継に関して、企業に対してもっと分かりやすい周知が必要であるとか、企業の気付きを促進する専門家派遣などの仕組みの充実とか、あるいは市町村などとも連携が必要。事業承継サポートネットワークの活用。中小企業総合支援センターが運営する拠点や引き継ぎ支援センターなど支援機関による連携を進めるべき。関係機関による情報交換が重要。あるいは承継に向けた企業や個人とのマッチング支援など、こういった様々な意見をいただいたことから、それらを踏まえた記載としているほか、道の既存施策でございませう相続税、贈与税の納税猶予など事業承継税制などについても記載したところでございませう。事業承継の円滑化はこれで終わります。

次に裏面を見ていただければと思います。裏面の「創業及び新たな事業分野への進出の促進」という部分についてでございませう。条例におきましては、創業等、創業などとか「創業等」という表現をしてございませう。この方策の現行方策、左側を見ていただければ、創業等の促進と書いてございませうけれども、この「等」に関しては、条例の第11条で記載しているんですけども、創業の他に「新たな事業分野への進出」というものも含まれております。これをまとめて、創業等と呼んでいるところでございませう。企業における事業の新陳代謝等については、企業の維持、成長のために、とても重要でありまして、また今回のコロナの影響によって、いろいろ社会や生活の変化に対応するため、個々の事業者、個別の事業者様に合った事業再構築や新事業展開を必要と、部会の議論も踏まえまして、この新分野進出を明確化する方向で、こういう形で外に出す形で検討したいと考えているところでございませう。

大きな方向としてはこんな感じなんですけれども、まずは創業の部分、上の段の創業の部分について、ご説明いたします。主な課題の部分では、創業者自身が抱える課題を整理してございませう。起業における不安の解消とか、必要な専門知識、経営ノウハウの蓄積、あるいは創業支援の確保などを整理してございませう。その右の展開方法では、特に創業を女性に限定する必要はないのではないかなという考え方や、あるいは副業やフリーランスを含めて、創業には様々な形態があるということも踏まえて、育児や介護、退職後における多様な創業の促進といった文言での整理を検討するというところでございませう。

その右の取組の例の部分です。現方策では、大学生向け起業家教育という表現にされているものを、起業家意識の普及に関しては、もっと幅広い世代向けに実施することも有効と考えられることから、学生を含めた様々な世代に対するといった表現にする方向で検討してまいろうと思っ

ています。また、創業に関する補助金や貸付などそういった意見がございましたことを踏まえて、創業者への資金面での支援という文言を追加する方向で検討したいと考えております。さらに、資料左半分に記載している現方策における創業等の取組例につきましては、だいたいこう俯瞰して、全体を見てみると、他の項目と比べて、非常に細かい、あるいは具体的な記載が多くなっていったという部分がございますので、新たな方策においては、例えば創業希望者のニーズに応じたきめ細やかな創業支援など、まとめた表現での記載にする方向で検討する必要があるのかなと考えてございます。

次にその下です。「創業及び新たな事業分野への進出の促進」の下部分にございます「新分野進出の促進」についてでございます。ここでは、主な課題につきましては先ほど説明いたしました新分野進出の必要性に加えまして、事業者自身の課題としてございます新たな展開、新たに展開する事業や産業に関するノウハウや情報が不足しているという記述を入れる方向で検討したいと考えております。展開の方向の部分でございます。展開の方向につきましては、事業再構築を含めた新分野進出の促進としまして、取組の例には、現在も取り組んでおります社会経済の変化等に対応した新たな分野への参入に関するセミナー等の開催とか、あるいは相談窓口や専門家派遣による個別相談などとする方向で検討するというところを考えているところでございます。

次に、その下でございます。中段の囲みでございますけれども「支援体制」についてご説明いたします。こちらについても部会において、多く議論になった部分と考えております。例えば、国、道、市町村、金融機関、企業などの関係者が一体となって取り組む必要があるとか、あるいは関係機関による連携や情報共有が必要。また税理士や公認会計士との連携が有効ではないか。あと支援策等の情報が地域の企業に行き渡っていない。あるいは企業が地域で気軽に相談できる窓口体制が必要。総合的なサポート体制が必要などといったご意見をいただいたところでございます。

こうしたことから、一番上の○でございますけれども、経営支援、経営改善サポートに関しては、現在、地域に地域中小企業支援サポートネットワークというものが整備されているんですけれども、これを活用して強化して、市町村や地域の企業と条例や方策を共有し、理解してもらうとともに、関係機関との連携体制を強化して、情報発信などに積極的に取り組む。またきめ細かい、きめ細かな相談体制、相談対応を行うとかであるとか、新事業展開の支援を行うなどの各種の支援、こうした支援を強化する方向で、連携しながらやる方向で検討する必要があるのかなと考えてございます。

その下の事業承継や創業のそれぞれのサポートに関しては、地域にこちらも整備している関係機関によるネットワークサポート体制、こちらをさらに機能させていく必要があるのかなと考えております。皆様からご意見いただきました個別事業者の実情に合った支援がきめ細やかにできるように、体制の強化について検討する必要があると考えてございます。

その下、「円滑な資金の供給」の部分でございます。コロナ禍で融資残高の増加とか、売上減少など企業経営は影響が非常に大きい部分でございます。地域の経済金融動向の的確な把握ということで、地域の経済金融動向の的確な把握に努めることを基本的な取組方向として、追加することを検討するとともに、そうした把握を通じまして、企業ニーズに合った融資制度の見直し等に努めていく必要があるものと考えているところでございます。その他の記載につきましては、基本的に現状のメニューを追加する形で整理してございます。

一番下の部分、最後に一番下のKPIでございます。KPIについては、これまで部会でのご議論があまりなかった部分かなと考えております。現在、設定しているKPIなんですけれども、左側の受け皿を見ていただければと思いますけれども、小規模企業の減少率であったり、開業率、こちらだと取り組み、実績値の把握に数年単位で、ズレが、遅れが生じるということがございます。できるだけ、KPIのタイムラグが少なくなるように、新たな指標を設定したいと、設定する必要があると考えてございます。これにつきましては今後、道において、条例や方策の見直し

を行う中で検討してまいりたいと考えているところでございます。新しい方策の検討の方向については以上でございます。

最後になりますけれども、一点お伝えします。先ほど「後ほどご説明します」と言った資料3、横のA4なんですけれども、「条例・方策の検討の進め方」こちらをご覧ください。これ縦に三つラインがございます。左側が審議会、部会も含めた審議会、真ん中のラインが道、道がやること。右側から道議会ということでございます。

一番左のラインの太線囲みの部分、第3回条例・方策検討部会、12月16日と本日の部会でございます。この部会を経てその下、12月24日、商工業振興審議会において、部会のいただいたご意見等を報告することになってございます。その後、右に矢印が出ておりますけれども、道庁、我々で改正条例と新たな方策、これについて素案を作成いたしまして、さらにその下に矢印向き出てございますけれども、こうした計画とかを策定する際には、庁内の協議先がございます。法制文書課であったり、財政課であったり、そうしたところとの協議がございます。さらに議会、その右側がございますけれども、議会での議論が行われることとなります。

こうした今後の手続きの中で、今、私がお説明いたしました皆様のご意見を取りまとめてこんな方向で検討する必要があるのかなという部分は今の中のご説明させていただきましたけれども、十分な反映ができない可能性もあるということでご承知おきいただければと思います。メインの説明は以上でございますけれども、その他の資料につきましても、ご説明しますけれども、これまでの資料として、これまでも資料として提示しております現行の条例そのものと条例の概要、あるいは現行の条例の解説。先ほど、参考資料4として見ていただきましたけれども、現状の方策。さらに第2回目の部会の議事録となっております。私からの説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

◆穴沢部会長

どうもありがとうございました。後ほど、皆様の方からご意見を伺いたいと思っております。本日はご意見を伺う順番を逆にしたいと思っておりますけれども、その前にですね、本日、只今いただきました事務局からの説明につきまして、質問、確認事項等がございましたらお願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、意見交換の方に入ってまいりたいと思っております。こちらは次第の3の(2)になります。意見交換ですけれども只今、事務局から条例と方策に関しての意見の整理についての説明がございました。ここからは資料2の意見交換の論点に沿って、条例と方策、どちらに関しても構いませんし、また双方、両方に関してでも構いませんので、ご意見等を伺うという形で進めさせていただきたいと思っております。時間の都合上、申し訳ございませんけれども、お一人5分という時間で、まとめていただければと思います。先ほど申しましたけれどもこれまで名簿の上から順番という形で進めておりましたけれども、今日は逆、後ろからという形で進めさせていただきたいと思っております。ということで渡辺委員からお願いできればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

◆渡辺委員（北海道中小企業家同友会 副代表理事）

はい。皆さんお疲れ様です。聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。（はい。聞こえております）はい、ありがとうございます。条例の方に関しましてもそれから方策の方に関しましても、特に質問その他、私の方ではございません。今回事前に資料も拝見させていただきまして、内容も確認をさせていただきました。2回のこの場での皆さんの意見、委員の皆さんからのご意見をよく取りまとめていただいて、結構多方面にわたって、いろんなご意見出てたと思うんですけども、きちんとした方向性を持ってまとめていただいているなというふうに思いました。今までのものと比較しますと、特に方策においては、結構具体的になってきていて、実際に何が

どういう支援が行われるのかとか、それからどういう方向に進めていくのかっていうことが、非常にイメージしやすくなっているのではないかなというふうに、私はそういうふう感じています。

今後大事なことというのは、要するにこれが実際に行われるかどうかということだと思いますので、ここまでベースラインできていれば、具体的に何をやっていくかということが見えやすくなっていると思いますので、私はこのような方向でまとめていただいて、大変よかったなというふうに思っています。以上です。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。それでは続きまして、山本委員からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◆山本委員（北海道よろず支援拠点 コーディネーター）

はい、北海道よろず支援拠点の山本です。よろしくお願ひいたします。私も事前に資料拝見しまして、この①番「条例に関する部会議論の整理について」は、これまで議論がなされた内容がしっかりと整理されておりまして、特段問題はないものと思います。先月国の令和3年度の補正予算案が成立しまして、その中小企業対策関連予算の中の事業再構築補助金や生産性革命推進事業などの補助金の支援についても、これらの自然災害ですとか、感染症などのリスク、デジタル化、脱炭素社会の実現といった同じような観点が必要所に組み込まれておりまして、グリーン成長枠ですとか、グリーン、デジタルなどのキーワードで成長・投資の加速化に対する特別枠なども創設されています。この資料4-1で挙げられた項目については、これらの国の方針や重点分野にも対応しておりますので、こうした文言の追加は適切であると思います。また、今年度公募が行われている国の事業再構築補助金についても、以前から認定支援機関の役割というものが議論されておりまして、一過性の支援ではなくて、3年から5年の事業計画期間内で伴走して支援を続けていくということが前提となっておりますので、そうした観点からも金融機関、そして各支援機関は小規模企業に寄り添って、長期的な視点で支援を続けていくということが重要であるので、「継続的な支援」という文言の明記は大変意味のあることであると思います。

方策の点につきましても、これまでの議論をしっかりと反映いただいているので、特に問題ないものと思います。方策については、セミナーの実施であったり、伴走型の専門家派遣であったり、商談会の実施であったり、ニーズが高い分野での補助金の支援など、具体的な施策につなげていけるように、これらの施策の重点分野を明確化させて文言を追加することが望ましいと思います。

支援体制の箇所の小規模企業からの個別の相談ニーズへのきめ細かな対応であったり、経営改善、新事業展開などの支援の強化という点においては、北海道よろず支援拠点の役割についても再認識いたしました。各支援機関と連携しながら、そういった個別の多様なニーズに対応できるように、支援機関側のキャパシティーも強化していかなければならないと考えております。これまでの意見のとりまとめ、ありがとうございました。以上です。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。それでは続きまして、藤田委員よろしくお願ひいたします。

◆藤田委員（株式会社カンディハウス 代表取締役会長）

はい、カンディハウスの藤田です。今皆さんが仰ったように、一通り取りまとめていただいたものを整理して、詳しくご説明いただきました。内容に関しては概ね、妥当だというふうに判断をしています。少し、ちょっと気になった文言のことですけれども、資料4-1の②「継続的な」

という言葉、修正で検討するということでしたが、実際のこの第7条の②のところに、具体的に「継続的な」を「努めるものとする」ということなのか、より分かりやすくしたほうが良いのではないのかなというふうに思いました。文言の使い方なのだと思いますけれども。

この二回にわたり、各委員を含め、皆さんの意見をしっかりと整理されて、こういう形の提案ということで、内容的には問題ないというふうに思っております。以上です。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。文言については、また最終的には取りまとめということになると思っています。

それでは、事務局からお願いいたします。

◆経済部地域経済局中小企業課 上原課長

はい。今、藤田委員からいただきました「継続的な」という文を入れていく必要があるのかなということで書いてございます。どういう表現にするのか、どう伝わるのかという部分はこれから、ご指摘いただきましたので、道の方で条例を具体的に検討する中で、そういう意見を踏まえて考えていきたいと思っております。以上でございます。

◆藤田委員（株式会社カンディハウス 代表取締役会長）

ありがとうございます。かなり重要な「継続的な」という言葉は重要だと思いますので、ぜひそこは検討をお願いいたします。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。言葉の使い方を含めまして、正式的に作成する中で落とし込むような形にしたいと思っております。それでは続きまして新宮委員の方からよろしくをお願いいたします。

◆新宮委員（北海道事業承継・引継ぎ支援センター 承継コーディネーター）

はい。北海道事業承継引継ぎ支援センターの新宮と申します。よろしく申し上げます。私も事前に中小企業課の皆様にご確認させていただきまして、基本的には①番の条例に関しては、概ね問題ないかと思っています。②番も方策の在り方についても、資料5についても、概ねこの内容でよろしいかなと思ったんですが、今日改めて上原課長から説明いただいた中で、ちょっとだけ文言が気になったところが2ヶ所ありまして、それについてご意見させていただければなと思います。

まず一つ目は、私どもは、事業承継の観点からの部分だったんですけど、資料5-1の右下だったんですけど、2番目、円滑な事業承継に向けた支援の中で、二つ目、相続税・贈与税の納税猶予など事業承継税制の利用促進とあるんですけど、ちょっとここが、納税猶予というのが、小規模事業者、小規模企業とちょっと実態に合っていないかなと思ったんですね。つまり中小企業、あと内部留保が1億円とか2億円とかなっているところが納税猶予を使うというところになりますので、小規模企業となると納税猶予をピックアップするのが合わないかなと思ってしまいました。あとはやっぱりこのレイヤーを一つ上げると、なぜこの事業承継税制になるかという、株式の移転だったりとか、事業の譲渡がうまくいかないということが原因にあると思うので、それを一つ上に上げて所有と経営の一致、小規模事業者、企業によって所有と経営の一致をさせるということが重要なかなと思ったことがありました。これが一つ目ですね。

二つ目が裏面に行きまして、部会での議論整理案、右上だったんですけど、事業再構築を含めた新事業分野進出の促進の部分だったんですけど、これちょっと意見としてお聞きいただければと思うんですけど、やはり新事業展開、事業再構築という部分で、新たにですね、新規にやる中

で、やはり事業承継が絡んでいて、後継者が新分野進出するだとか、ベンチャー型事業承継とか、跡継ぎ甲子園って経済産業局でやっているんですけど、そういったことが何かこの辺に、この言葉の裏に隠れているという部分があるんですけど、そういったことが意味を含められればいいかなと思ったことが、これが意見ですね。私からは2点触れました。以上です。

◆穴沢部会長

事務局の方から何かございましたら、お願いいたします。

◆経済部地域経済局中小企業課 上原課長

今ですね、事業再構築の部分に関しては、そういう形で含めているんですけども、そういうご意見をいただいたということで、そういう意図でやっていきたいなと考えてございます。

◆経済部地域経済局中小企業課 栗林課長補佐

先程の納税猶予の関係なんですけれども、確かに小規模に限定はされていないというところでは、中小企業だったり、小規模企業だったりという例はあるんですよ。

◆新宮委員（北海道事業承継・引継ぎ支援センター 承継コーディネーター）

事業承継税制などなので、特にこのままでもいいかなと思うんですけど、一応、ちょっと気になった部分という意見だったので、すみません。（ありがとうございます）

◆穴沢部会長

ありがとうございました。最終的な文言の調整をまたいたしますので、より戦略にプレイが通じるような形ということで、まとめたところでまた配慮していただきたいというふうに思っています。

◆新宮委員（北海道事業承継・引継ぎ支援センター 承継コーディネーター）

はい。ありがとうございました。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。それでは続きまして清水委員よろしくをお願いいたします。

◆清水委員（帯広信用金庫 地域経済サポート部長）

はい。帯広信用金庫の清水でございます。よろしくをお願いいたします。まず、条例に関する部分でございますけれども、皆様と同じように概ね納得できるものとなっております。特に二番目の「継続」というワードについては、金融機関として、身の引き締まる思いですので、改めて取り組んでいきたいという覚悟を新たにしております。

続いて、方策についてですけれども、これに関しましても、今までの議論や意見が反映された丁寧な作り込みであり、心から敬意を表します。各項目についても、特段異論はございません。私からは、今後の実施面において、期待することを何点か、この場をお借りして述べさせていただきたいと思っております。

経営体質の強化についてですけれども、デジタル化支援において、具体的な実施内容が決まっても、それを実行していく人材が社内には存在しない場合が多いというのが実情です。高度人材であれば、兼業、副業によるマッチング支援などが最近できておりますが、実務レベルであれば、逆に、地域の企業内においても十分伴走可能な人材がおられると理解をしています。例えば、隣の会社のお手伝いをしますよといった感覚で相互扶助し合えるような仕組みづくりなどがあって

も、非常に有効かと思えます。SDGsにもあるように、だれ1人取り残さないためには、意義ある方法かと考えております。

事業承継の円滑化については、我々金融機関としても非常に重要にとらえております。ただし、親族内承継にしても、あるいはM&Aにしても、バトンタッチの早期実施、あるいは件数ばかりに囚われることなく、家族、社員、取引先、多くのステークホルダーにとって最適となるよう慎重かつ迅速に、大切に、そして継続的に進めて参ります。

円滑な資金の供給についてです。今後増えるかもしれない借入れの条件変更、あるいは運転資金の要請に対して、金融機関は弾力的に対応していくと思われまます。また、宇宙、マースなどといった、新しいジャンルの産業育成も期待されております。こうした中、保証協会さんの存在感が非常に高まっておりますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、全体を通してですが、地域の事業者を取り巻く環境や課題、展開すべき方向性、そして、取り組みの具体例と明確化されており、我々支援機関にとっても非常に参考になるべき内容と捉えております。今後の道庁様を始め、各金融機関と連携を深めながら、チャレンジし向上心にあふれる、アニマルスピリットの醸成に寄与して、地域の持続性確保と成長、そして幸せづくりのために、尽力して参りたいと思えます。私からは以上です。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。また実施に際しての提案等をいただきましてありがとうございました。それでは続きまして加藤委員よりお願いいたします。

◆加藤委員（株式会社ほくていホールディングス 取締役会長）

加藤でございます。よろしくお願いいたします。2年近くこのコロナでバタバタしましたけれども、各地域の中小企業の皆さんが一生懸命頑張っていて、繋いできたことに対し、敬意を表したいと思えます。

今日まとめられた条例と新たな方策については、私も良くできていると感じております。ただ中小企業、特に地方の中小企業は、相談窓口がなかなか見当たらない方々がかなり多くて、ここで議論されていることが、本当に中小企業の末端まで下りていないような気がします。

先ほど金融機関の方からいろいろお話がありましたが、一カ所だけで相談されるより、中小企業支援センターのように、税理士さんや、いろいろな経営支援の指導者が入って、特に商工会議所とか、商工会の皆さんと一緒に、方向性を出していく。そんなことが大事だと思います。札幌でも商工会議所に中小企業相談士がいると話しても、そこに相談に行くのが億劫だとか、何か恐ろしいとか言われることが実際にあります。そういうことも含め住民の皆さんに理解を頂けるような、きめの細かい対応が必要だと考えます。

また、スピード感の問題がありましたが、この議論が終え、道議会で承認された後は、しかるべき形で道内の中小企業の皆さんにしっかり周知して頂いて、スピード感をもってやって頂ける、それが重要だと思います。「DO」が最も大事だと思います。以上です。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。それでは続きまして天内委員よりお願いいたします。

◆天内委員（釧路市 産業振興部 商業労政課 課長補佐）

釧路市役所の天内です。よろしくお願い致します。とりまとめ作業に当たられました事務局の皆様、本当にお疲れ様でした。たくさんあったご意見を丁寧にまとめられたなというふうにしたのが、最初の感想でした。ありがとうございました。

私の方から、少し追記していただきたい点についてお話させていただきたいと思えます。まず条

例の方ですけれども、清水委員の方から第7条に「継続的な」という表現を追加してはどうかというご提案があったと思うんですけれども、第6条の小規模企業関係団体の役割においても同様に寄り添って、そして長期的な視点に立って支援を続けていくということは、非常に大切なことかなというふうに思いますので、6条の方にも「継続的な」という表現を盛り込んでどうかかなというふうに感じたところです。

もう1点、資料4-1の③についてですが、経営体質強化に関する部分で、ここにも様々、販路開拓とか、新しい言葉が入るということでこれについては、全く異議はありません。ただ、前回、前々回とお話をさせていただきましたけれども、ちょっと施策レベルではないかもしれませんが、確定申告ができないとか、帳簿が書けないというようなコロナ禍の各種支援金の申請で見えてきた大きな課題がたくさんありました。こういった企業活動のベースになるような部分のスキルアップをサポートしていくことについてもちょっと言葉を足していただいてもいいのかなというふうに思ったところです。

続いて、新たな方策の方ですけれども、主な課題、展開方向についてはご提案通りでいいかなというふうに思っております。資料5-1の「道が取り組むべき取組の例」の部分で気になった点をお話しさせていただきます。

「経営体質の強化」の中のITの導入のところですが、これも前回の会議の中で申し上げましたが、やっぱり経営者の中でもITを導入してどう変わるんだとか、ITを導入したいんだけど、何をしたらいいんだと、そもそも導入部分で困ってらっしゃる方がいらっしゃるというふうに思っていますので、小規模企業さんが有する課題だとか、そういったものを洗い出す、経営者に「気づき」を与えるような取り組みも落としとしてはいけないピースなのかなというふうに思っています。そういった意味では、例えばですけれども、専門家派遣だったり、専門家によるIT診断だったり、そういう入口の部分についても、明記したほうがいいのかというふうに思います。

また「経営体質の強化」の中の情報発信の部分ですけれども、「積極的」という言葉が使われています。ただ、積極的にたくさん出したとしても、やっぱり、ダメかなというふうに思っていて、分かりやすさというのが大切なんだろうと思います。前回の部会でも私は「シンプル化」ということを申し上げましたが、情報発信をプッシュ型でたくさん出すということではなくて、質の良さと、そしてさらに分かりやすさ、理解しやすさというものも重要になるんだろうなというふうに思っております。

それと、「経営体質の強化」の一番下の部分で、人材の確保において道内出身大学生にターゲットを絞るということはいいのかと思っているんですけれども、ただちょっと絞り過ぎかなというふうに感じました。というのも先日、発表された、NTTデータ経営研究所というところで行ったアンケートでは、地方移住の候補地選定理由を聞いたところ、自然環境の豊かさというところが最多で、5割の回答を得ていました。一方で、自身にゆかりのある地であることを選定理由としたのが2割程度というような結果でしたので、優秀な学生を確保するのであれば、道内大学生に絞ってしまうと、集まりにくくなってしまうのではと思いますので、ターゲットを広げておくというのも一つなのかなというふうに思ったところです。

最後にもう一つです。事業承継なんですけれども、新宮委員から前回あったのが、事業承継と経営資源の引き継ぎというのはセットでというようなお話がありました。「事業の承継の円滑化」において、経営資源の引き継ぎということも明記しておいた方が取りこぼしがいいのかなと思います。事業承継せずに、辞めてしまう、廃業してしまう方もいらっしゃると思いますので、そういった意味では、経営資源の引き継ぎにより地域を守っていく、地域経済を守っていくということも大事な視点かなというふうに思っておりますので、こちらについても追記していただけたらなと思っております。すいません長くなりました。

以上となります。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。追記に関するご意見をいただきましたので、これもまた最終的に取りまとめられるところでまた検討させていただきたいと思っております。

一応、本日ご出席の委員の皆様方からまずご意見をいただいたところがございますけれども、続きましては今後、この条例の改正や新たな方策が制定されることとなりますので、委員の方々から道庁に対しまして、条例・方策で定めた支援策等の実施に当たりましての進め方、こちらに関しまして留意すべき点などご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

それでは先ほど、清水委員の方からはいくつか指摘をいただいたところではありますけれども、それ以外の委員の方々からもし実施にあたってのご意見等がございましたらお願いしたいと思います。これ特に指名ということではございませんので、ご意見のある方は挙手なり、Z o o mの方は声をかけていただければと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

では、清水委員、よろしくお願いたします。

◆清水委員（帯広信用金庫 地域経済サポート部長）

申し訳ございません。先程、一つ言い忘れました。クラウドファンディングに対する考え方ですが、今回の方策の取りまとめ表においては、円滑な資金の供給の欄がございますけれども、実際に現場で取り扱っておりますと、それよりも、販路拡大あるいはマーケティングといった効果の方が非常に期待されておるということがわかってきましたので、そういった観点も含めながら、今後の推進策を講じていただけると、より効果的と感じております。以上です。

◆穴沢部会長

ありがとうございました。他にご意見ある方いらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。今日、出たご意見、もしくはこれまでのご意見をいただいている限りにおきましては、実際の施策に当たりまして、より正確に様々な情報が、実際に小規模企業に伝わるようにという声がたくさんあったかと思っております。その点につきましてはまた実施に当たりまして、まず利活用していただく、小規模企業の方々への配慮というところが重要かと思っておりますので、そういった点もお願いしたいと思います。

他にご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、これまで大変活発なご意見をいただいたところでもあります。この後、オブザーバーと方からのご意見もいただきたいというふうに思っております。オブザーバーの方でご出席の方々からのご意見いただきたいと思いますが、まずは経産局の方からご意見があるというふうに伺っておりますけれども、ご発言、準備ができておりましたらお願いしたいと思います。

◆経済産業省北海道経済産業局

はい。北海道経済産業局中小企業課長の藤田と申します。この度、発言の機会を設けていただきありがとうございます。新たな方策のとりまとめ、大変よくまとめられておまして、厳しい経営状況にある小規模企業の道しるべとなる方策、大変すばらしいと思います。

それで私の方から一点お聞きいただきたいのは、資料5-1でございます。資料5-1に事業承継の円滑化というところの一番上の中に北海道事業引継センター、こちらの右側の枠の中、右側の方にはちょっと落ちてしまったっていうか、ちょっと残念かなと思っております。一応その当省では、この国の事業承継引継センターなんですけど、中小企業予算でやらせていただいています。

今回の法改正に伴いまして、今年度から親族内承継と親族外承継の二つの事業を通して、北海道事業承継・引継支援センターに開場させていただいたところがございます。事業承継に関する支援を行い、全ステージで、ワンストップで関与しているところでございます。道庁さんも事業

承継支援に取り組まれているっていうことは重々承知しております、我々もこの方策に対して意見を言わせていただいた時に、連携強化をお願いしたいということで、道庁さんからも連携強化に対応していくっていう回答をいただいたところでございますが、ちょっとこの国ですね、センターが落ちてしまったというのが、ユーザー目線で考えればですね、道庁さんと国の違い、双方、役割分担を分かりやすく対外的に発信していくことは重要ななと思っておりますので、ここで名前を並記していただくっていうのは、一つかなと思っております。もちろんこれ取り組むべき例っていうことなんで、道庁さんの方は国と連携していかないというような形で言っているわけではないということは重々承知しておりますが、こちらについてはご検討いただければと思います。以上です。

◆穴沢部会長

ありがとうございます。今何かご回答があればお願いしたいと思います。

◆経済部地域経済局中小企業課 上原課長

はい。深い意図はなかったんですけど、事業承継サポートネットワーク構成機関ということで、まとめた形で書いているんですけど、いただいた意見を加えまして、内部的には検討しまして、先程来申し上げているとおり、これにつきましては検討の方向性でございまして、最終的に方策が上がるまではどうなるか分からないっていうこともございます。我々としてもこういう方向で検討してまいりたいと考えているんですけども、そこに向けて、今いただいた意見は十分踏まえて考えていきたいなと思っております。以上でございます。

◆穴沢部会長

ありがとうございます。その他のオブサーバーでご参加の方々からご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。オブサーバーの方々、本日リモートでのご参加ということになっているかと思っております。ご発言のある方いらっしゃいましたらお知らせいただければと思いますが、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

予定より少し早めに議事の方が進んでおります。順番でいきますと、ここで私のまとめということになってまいりますので、簡単にまとめさせていただきたいと思っております。本日、様々なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。本日いただきましたご意見、こちらにつきましては来週予定しております「北海道商工業振興審議会」の方に報告をする予定となっております。

5年前に条例が施行して、そして5年経過した後ということで今回、委員の皆様からご発言をいただきまして、ご検討をいただいたところでございます。時間的な制約のあるところで、まだまだ十分ではない部分もあったかとは思いますが、幸いにいたしまして、この部会の中でもまた、それ以外のところでも様々なご意見をいただきまして、前回の条例から一步踏み込んだ、そして環境の変化に対応したところも入れていただくという形で改善できた。修正、改善できたものが見せるのではないかとこのように思っております。

条例といいますと、我々もそうですが、難しい文章が並んでいて、委員の皆様からも分かりづらいという部分があるかと思っておりますけれども、よくよく読み込んでいただければ、そこに様々な理念というものが散りばめられているというものでございます。そのところも含めて、汲み取った形で、道庁含め、様々な方々のいろいろな思いですね、受けとめていただけるという形で組み込んでいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

また、取り上げております小規模企業といいますのは、一般の中小企業という形でまとめることが多いですけども、やはり中堅企業と小規模ではかなり実態が違っているということで、道といたしまして、この小規模な企業を注目して特にこれを取り上げて、条例・方策を作っている

というところは、本道の経済情勢を見ます限り、有効なものであるというふうに私も理解しております。

特に小規模企業の場合、限られた経営資源の中で、様々な経済活動をしていただいております。それはある意味、様々なサポート、アウトソーシングというものを踏まえながらということになるかと思えます。そういった小規模企業が、元気に活動できる北海道というものが、より望ましい姿だというふうに思っております。その際に考えますのは小規模企業の役割というものの、特に地方経済におきましては、小規模企業というものは非常に重要な役割を担っております。雇用ということもございますし、またそこでの人々の生活で、実際に役立つ経済活動をしていただいているという、そういった意味では、非常に重要なものであります。

また一方で長期的な観点から見ますと、事業承継も重要でありますけれども、同じぐらいやはり創業というものが重要になってくると思っております。新しい経済活動、新しい技術、新しいサービスといったものが、出てくる。一言で言いますと、イノベーションが活発に行われていくということが、経済の発展というものに繋がってまいりますので、その担い手としての小規模企業、小さなおそらくシーズから始まって、これをどんどん花開かせていくところは、小規模企業ならではのいうふうに考えております。そういった意味で、小規模企業に十分目配りをした施策というものの、これは本当に大事なものであると思っております。

一方で、先ほど少し申し上げましたが、やはり必要な情報というものが当事者に渡っていないという部分、これが懸念されるところでございます。加藤委員の方からもご意見がございました「相談窓口がどこなんだ」というそういった大変貴重なご意見だと思っております。これは北海道のみならず、日本のみならずと言いますか、世界のどこでも起こっていることではありますけれども、行政と経済界との情報の流れというのは、なかなかうまくいっていないのは、北海道だけではございません。その意味では、今回の金融機関ですとか、中小企業診断士、税理士の方々という形で、実際に小規模企業の方々をサポートする側の方にも、この施策というものを十分に理解していただいた上で、それを小規模企業の方々に、ぜひお伝えいただきたいというふうに思っております。

窓口といたしましては、やはりいわゆるワンストップエージェンシーといいますか、そこに行けば全てが分かるというそういった窓口の設置というものの、これは行政、各市町村ですとか、様々なところとの協力があるのかと思えます。そういったところの連携というものによりまして、実際に小規模企業を運営されている方々が困った時に、どこに行けばいいのかというのが、すぐに分かるというそれだけでもかなり経営者にとって見れば、大きな福音になるのではないかとこのように思っております。

今回は、条例につきましては、概ね皆様からご賛同いただいたところであります。また、方策につきましても、三本柱、経営体質の強化そして、事業承継、創業というものの、三つにつきまして、引き続き中心的なものとして取り上げさせていただきましたけれども、その内容につきましては、やはり時代の要請という形で、内容をさらにブラッシュアップしていただけるというふうに理解をしております。

せっかく、より良いものができたと思っておりますので、これが小規模企業の方々に、有効に活用していただけるようになることを私自身も強く希望しております。その意味では引き続きまして、施策の立案のみならず、その普及というところまで目配りをしていただきまして、小規模企業の方の背中を押すような施策を実行していただければと思います。私からのまとめというのは、以上になります。

あと本日は、各委員の方々から様々なご意見をいただいたところではございますけれども、これにつきまして、事務局の方から提示をされました「とりまとめ表」ですね。こちらにどのように落とし込んでいくか、反映するかにつきましては、事務局と協議をしていくんですけれども、私、部会長の方にご一任いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。（異議なし）

ありがとうございます。それでは本日、いただきましたご意見、これらにつきましては、修正するかについて、私の方にご一任していただけるということで、この後、修正等の作業に入りたいと思います。また修正等につきましては後日、事務局の方から各委員の方に情報提供というものをさせていただきたいというふうに思っております。私の方でお話するのは以上となりますけれども、事務局の方から何か連絡事項等がございましたらお願いしたいと思います。

◆司会（経済部地域経済局中小企業課 大嶋補佐）

連絡事項等はありません。

◆穴沢部会長

それでは、最後ですね、佐藤局長が議会の対応ということで退席されておりますので、上原課長の方から、最後に一言いただければと思います。よろしく願いいたします。

◆経済部地域経済局中小企業課 上原課長

はい。皆様ありがとうございました。先ほど、いろいろとご議論いただきまして、よくまとまっているという言葉もいただいたんですけども、それは我々としては、まとめただけであって、皆様から様々な有意義な意見をいただいた結果ということかなと思ってございます。

話の中で、清水委員の方から実施での主体というか、そういう言葉をいただきました。加藤委員からもスピード感を持ってやっていくようにというお話もいただきました。今後の取り組みが重要であると、頑張れと、そういうお話なのかなというふうに思った次第でございます。加藤委員からも相談窓口が見当たらないとか、そういうお話がございました。これまでも何回も部会の中で出てきた話かなと思ひまして、部会長もその話をされていたと思います。そういうところも留意しながら、さらに最後、事業の取組に向けて、立案のみならず普及も重要ということで、そういうことも気持ちに置きながら、やっていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本当にご多忙の中、これまで3回の部会に参加いただきますとともに、貴重なご意見をいただきましたことを感謝申し上げます。先ほど申し上げましたけれども、部会でのご議論につきましては、12月24日の商工業振興審議会に報告しまして、その後、条例・方策の見直しに向けた原案を北海道にて作成して、議会議論を経て決定されます。

今回、3回目も含めまして、いただいた意見の繰り返しになる部分もありますけれども、整備できている部分もあると思ひますけれども、個別の文言としては明記されていない部分もあるのかなと思っております。こうしたものも含めまして、部会でいただいた貴重なご意見、今後の新規事業の検討などに生かしてまいりたいと考えておりますので引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げます。最後となりますが、委員の皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

◆穴沢部会長

それではこれもちまして議事の方は終了したいと思います。これまで3回の部会の方にご出席いただきまして、また、たくさんのご意見をいただいて、ご協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げたいと思います。

年の瀬も近づいて参りまして皆様におかれましては、少し早いですが良いお年をお迎えください。それではこの辺りで事務局の方にお返しをしたいと思います。

◆司会（経済部地域経済局中小企業課 大嶋補佐）

はい。どうもありがとうございました。それではこれもちまして、第3回の検討部会を終了いたします。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。